第三十五条第三項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　特定合併後の電子債権記録機関の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十六条第三項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　設立会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十六条第三項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　設立会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十七条第三項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　承継会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十七条第三項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　承継会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十八条第三項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　譲受会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十八条第三項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　譲受会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第一号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の三十七第二項第三号及び第五十二条の三十九第二項並びに労働金庫法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の規定に基づき、並びに労働金庫法を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一号中「第百二十五条第四号に」を「第百二十五条第四号イからチまでのいずれにも」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第百二十二条第二号中「書面を含む。」を「書面」に、「登記事項証明書を含む。」を「登記事項証明書」に、「第百二十五条第五号に」を「第百二十五条第五号イからハまでのいずれにも」に、「第百二十五条第四号イからチまで」を「同条第四号イからチまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第百二十二条第八号中「の会社法」を「の同法」に改める。

第百五十二条の二の二第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項添付書類の欄第三号イ及びロ中「を含む。」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第百二十七条の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二所属労働金庫の変更の項記載事項の欄第一号ロ及び第二号ハ中「、所在地」を「及び所在地」に改める。

別表第二労働金庫代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更の項届出事項の欄中「当該子法人等の」を「労働金庫代理業者である法人の」に改め、「当該親法人等の子法人等」の下に「（当該労働金庫代理業者である法人を除く。）」を加え、同項記載事項の欄中「当該子法人等の」を「当該」に改め、「の子法人等」の下に「（当該労働金庫代理業である法人を除く。）」を加える。

別表第三中「労働金庫代理業である個人」を「労働金庫代理業者である個人」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・農林水産省令第二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）において準用する銀行法及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）において準用する銀行法の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　**裕**